

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和 4 年 2 月 17 日

二宮町監査委員 大矢 孝道
二宮町監査委員 野地 洋正

1. 監査の実施日

令和 3 年 12 月 13 日（月）

2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道

監査委員 野地 洋正

3. 監査対象とした機関

政策総務部財務課

都市部生活環境課

ごみ積替施設

都市部産業振興課

出納課

4. 監査の範囲

令和 3 年度 9 月末における財務並びに事務の執行状況

5. 監査の着眼点

令和 3 年度上半期の事業予算の執行状況を振り返り、課題があればそれを下半期でどう解決し、事業の目的を達成させるかなどに着目して、監査を実施した。

6. 監査の手順

監査にあたり、事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による証憑突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

7. 監査実施による各課（施設）概要

(1) 財務課

職員は、課長の他、財務契約班 3 名、財産管理班 3 名の計 7 名が配置されている。

「財務契約班」は、予算の編成、基金の管理、入札の執行、工事等の検査に関すること等を担当している。

今年度は、人事異動により班員 3 名体制の中、うち 2 名が異動となったため、班員連携を強化し、業務の効率化を図っている。

また、新庁舎建設等に向けて、町の財政状況を分かりやすく説明、公表していくことに重点をおき、事業等を執行している。

「財産管理班」は、普通財産の管理及び処分、共用自動車の管理、庁舎の維持管理及び使用、公共施設予約システムに関すること等を担当している。

老朽化している庁舎や町民センター等の公共施設を、定期的なメンテナンスや緊急的な修繕等の対応を行いながら施設の延命化を図っており、今後も引き続き、施設の適切な維持管理に努めていく。

(2) 生活環境課

職員は、課長の他、環境政策班 4 名（うち 1 名は平塚市へ派遣中）、生活環境班 2 名、環境衛生センター班 3 名、の計 10 名が配置されている。

「環境政策班」は、次期環境基本計画、地球温暖化対策、ごみの減量化・資源化、廃棄物処理の広域化計画及び計画に基づく事業に関すること等を担当している。

今年度は、次期環境基本計画の策定にあたり、社会動向に適応した計画とするため、町民参画の手法を含め、コンサルタントとの協議を進めている。今後関係各課が主体的に取り組むよう、適宜働きかけをしていく。

啓発活動については、SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みとして環境団体と連携をしながら、広報紙・ホームページ・イベント等を活用した啓発や、未来を担う子どもたちへの環境教育を充実させるため、小中学生への宿題・未来づくり教室・出前授業などを通じた啓発を効果的かつ効率的に実施しており、今後も継続して実施していく。

「生活環境班」は、墓地、公害防止、鳥獣保護、不法投棄に関すること等を担当している。

地域環境推進員に町と地域のパイプ役を担ってもらいながら、各地域内の生活環境向上を図っている。今後も連携しながら、より良い環境づくりを推進していく。

また、キエーロ（生ごみ処理機）の PR について、ホームページで配信中の PR 動画を QR コード化し、広報紙に掲載したり、関心のある来庁者に対しては、実物を実際に見てもらいながら説明・紹介を行う等、啓発に努めており、今後も継続していく。

「環境衛生センター班」は、環境衛生センター及びごみ積替施設の運営管理、

一般廃棄物の収集運搬処理、浄化槽に関すること等を担当している。

し尿処理施設改修工事（平成 30 年 10 月より 2 箇年）が完了し、現在、し尿等下水道投入施設として稼働しており、周辺の環境改善に寄与している。稼働 1 年目より薬品量・下水道使用料などを削減しながら、施設運営も順調に実施されている。今後は、設備の整備点検・修繕等が必要になるため、整備等計画を立て、管理運営を実施する。

(3) ごみ積替施設

町内で収集した可燃ごみを大型コンテナ車に積み替えて、町外の焼却場へ搬出することを目的に建てられ、平成 23 年 11 月に竣工した。

施設は竣工後、約 10 年が経過しており、今後は整備計画を作成し、管理をしていく。

(4) 産業振興課

職員は、課長の他、農林水産班 4 名、商工観光班 2 名の計 7 名が配置されている。農業委員会事務局は、事務局長の他、職員 2 名の計 3 名が配置され、産業振興課長が農業委員会事務局長を兼務し、農林水産班副主幹 1 名が農業委員会事務局職員を兼務している。

「農業委員会」は、農地法に基づく農地等の権利移動の許可、委員会の招集発議、農地等諸証明、農用地利用増進事業に関すること等を担当している。

今年度の重点施策である遊休荒廃農地対策の推進については、農地の有効活用を図るため、リニューアルした遊休荒廃農地対策事業補助金のチラシについて、生産組合員回覧による周知を図った。今後、利用状況調査の結果をもとに、農地の貸付意向の確認を行いながら、農地の利用集積を図っていく。

「農林水産班」は、農林水産業の振興、農作物の病虫害防除、農作物への有害鳥獣被害防止、漁港の管理に関すること等を担当している。

今年度は、オリーブの普及奨励について、特産物の生産拡大を図るため、リニューアルした「特産物普及奨励補助金」について生産組合員回覧による周知を図ったほか、「二宮町園芸協会オリーブ部会」によるオリーブ栽培技術の向上を図るための巡回講習会の実施や、「湘南オリーブ振興協議会」による地域経済の活性化を図るためのオリーブ果実（新漬用・オイル用）の共同出荷の支援を実施している。

「商工観光班」は、商工業の振興、中小企業の振興、観光及び特産物の普及、紹介、労働行政及び勤労者福祉に関すること等を担当している。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少となっている町内中小事業者に対して、町商工会や商店連合協同組合と連携して事業支援を継続している。また、新型コロナウイルスとの共生の社会における新たな観光の仕組みづくりを町観光協会とともに検討している。

引き続き、湘南オリーブオイルの地域団体商標登録、観光協会組織力強化の検討などの懸案事項についても、それぞれの関係団体や関係者と協議し進めて

いく。

(5) 出納課

職員は、課長の他、出納班 2 名の計 3 名が配置されている。

「出納班」は、現金及び有価証券の出納及び保管、物品の出納及び保管、小切手の振り出し、資金運用に関すること等を担当している。

今年度は、金融機関関連帳票類 Excel 化など、事務作業の効率化に取り組んでいる。また、次年度は、手形交換所廃止及び電子手形交換所稼働に伴う規則改正や、令和 5 年度に予定されている下水道事業特別会計の公営企業会計への移行に向けた準備を実施していく。

8. 監査結果

各課とも令和 3 年度予算の事業執行に関する事務については、コロナ禍における制約に対応しながらも、概ね適正に執行されているものと認められる。

以下、各課の事務に関して気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

(財務課)

- 1) 各施設における工事計画や発注業務及び施工については、引き続き専門的な知識を有する関係部署との横断的な連携を図りながら、効率的に取り組まれない。
- 2) 備品台帳の整備については、過去における不適正な管理からの改善が見られるが、今後は、備品に係る財産規則等の基準作りに努められたい。
- 3) 基金繰入金については、新庁舎建設、ラディアン大規模改修工事及び地域集会施設の耐震改修等、今後の大規模な建設事業を見据え、計画的な財政運営に努められたい。

(生活環境課)

- 1) ごみ処理広域化については、施設整備費や処理経費の軽減、二酸化炭素の排出抑制及び地域環境の保全等、様々なメリットを享受している。引き続き町民に対し周知を図り、ごみの減量化に努められたい。
- 2) ごみ置場の散乱被害を防止するためのカラスネットについては、一定の普及は図られており、今後は、経済性やより効果的なものを研究しながら被害防止に繋がる取り組みを進められたい。
- 3) し尿処理については、し尿等下水道投入施設が前年度より本格稼働し、維持管理に係る経費の削減や生活環境の保全等、衛生面の向上の効果が表れている。今後は、中長期の設備計画を作成したうえで適正な管理に努められたい。

(ごみ積替施設)

ごみ積替施設については、地区との協議会を通して施設の稼働状況報告を適宜行うとともに、引き続き情報の周知に努め、安定した管理運営に努められた

い。

(産業振興課)

- 1) 遊休荒廃農地対策の推進については、補助金制度の改善や町の特産物であるオリーブの普及奨励と併せた取り組み等、積極的な工夫が行われている。引き続き地域における話し合いの場などを活用した効果的な周知方法により、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を推進してもらいたい。
- 2) 有害鳥獣対策については、広域防護柵の設置等、防除の推進により地区によっては被害の減少に繋がっていることから、引き続き関係機関と連携を図りながら専門家の助言をもとに効果的な対策を検討することが望まれる。
- 3) 観光協会の組織力強化に関しては、法人化も見据えて、自立した事業運営ができる組織となるよう支援するとともに、地域団体等による町の PR 活動にも協力されたい。

(出納課)

事務改善については、債権者登録カードの運用見直しに向けた検討を図る等、積極的な事務改善を図っている。今後も、業務の効率化に繋がる取り組みに努められたい。また、常に歳入歳出の全体の見通しを事前に精査し、引き続きバランスのとれた資金管理に努められたい。

9. まとめ

今回の定期監査では、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、上半期終了時点における各予算事業の執行状況や課題の把握、今後の執行見通しについて確認したが、上半期終了時点における重要な懸案事項は見当たらないことから、年度末には予算の効率的かつ効果的な執行と、概ね目的に沿った事業の執行が期待できるものと推察される。

以上